

# 溶接施工要領評価

## 運用規定

制定：2016年6月24日

AW検定協議会

## 溶接施工要領評価運用規定

### AW検定協議会

本規定は、AW 検定協議会（以下「協議会」と称す。）が行う溶接施工要領評価（以下、「施工要領評価」と称す。）について、必要な事項を定めたものである。

#### （定義）

第 1 条 本規定において、次の各項にあげる用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者  
協議会に施工要領評価を申請した申請者をいう。
- (2) 溶接施工要領評価事項（以下、「施工要領評価事項」と称す）  
施工要領評価を申請された技術およびその内容
- (3) 溶接施工要領評価業務（以下、「施工要領評価業務」と称す。）  
申請された施工要領評価事項に応じて、溶接施工要領評価委員会が評価し、協議会が申請者に「溶接施工要領評価書」を交付するまでの業務をいう。

#### （施工要領評価の対象）

第 2 条 施工要領評価事項の対象は、鉄骨造建築物および工作物（以下「建築物等」と称す）に係わる事項で次にあげるものとする。

- (1) 溶接に用いる鋼材において申請のあった溶接部性能を確保する溶接施工要領
- (2) 溶接方法および溶接材料において申請のあった溶接部性能を確保する溶接施工要領

#### （施工要領評価の申請）

第 3 条 申請者は、所属する企業を通じて施工要領評価を申請するものとする。

2. 申請者が複数の場合、施工要領評価事項に係わる各申請者の責任の所在を明確にする。
3. 申請者は、建築基準法その他の法令に違反する恐れのある技術の施工要領評価事項を申請しない。
4. 申請者は、特許権等の権利侵害の恐れのある技術の施工要領評価事項を申請しない。

#### （施工要領評価の範囲および免責）

第 4 条 施工要領評価の範囲は、溶接施工要領評価委員会において確認できる範囲とし、申請内容に基づいて実施された個々の工事等の施工過程および施工結果の内容は含まないものとする。

2. 次の各号の損害の一切の責任は申請者が負うものとする。

- (1) 申請者が前条第 3 号および第 4 号いずれかに違反したことによって生じた損害
- (2) 施工要領評価事項に基づいて施工された個々の工事等の施工過程が溶接施工要領評価書の内容と異なる施工であったことにより生じた損害
- (3) 施工要領評価事項を用いた施工中の事故、溶接施工要領評価書の内容通りに施工したものの性能が不足していることによって生じた損害
- (4) 建築基準法その他の関係法令の改正等により、溶接施工要領評価書の内容が改正後の法令等に適合しないこととなった場合に生じた損害
- (5) 施工要領評価事項に係わる本運用規定以外の事項について生じた損害

(溶接施工要領評価委員会)

第 5 条 本規定に基づき評価を行うため、協議会に溶接施工要領評価委員会（以下、「評価委員会」と称す。）を置く。

2. 評価委員会は、協議会会員から、理事会が選任した評価委員をもって組織する。
3. 当該委員会の委員長は、理事会が評価委員の中から選任する。
4. 当該委員会の副委員長は、委員長の指名により評価委員の中から選任する。副委員長は委員長に不測の事態があった時その職務を代理する。
5. 評価委員会の定足数は委員総数の過半とし、評価委員会の決議は合議により決する。

(専門部会)

第 6 条 評価委員会は、施工要領評価事項に応じて専門部会を設けて、評価を行う。

2. 評価委員会は、協議会会員から、専門部会委員を選任することができる。
3. 専門部会担当委員は、評価委員および専門部会委員の中から数名選任する。

(委員の任期)

第 7 条 評価委員および専門部会委員の任期は原則 2 年とする。

2. 評価委員および専門部会委員は再任されることができる。
3. 理事会は、必要と認めた場合は評価委員を解任できる。
4. 評価委員会は、必要と認めた場合は専門部会委員を解任できる。

(施工要領評価申請)

第 8 条 申請者は、下表に掲げる資料を協議会に提出する。

提出資料		作成要領
	(1)溶接施工要領評価申請書	様式 1
添付資料	(2)溶接施工要領評価事項概要説明書	様式 2
	(3)技術資料	
	(4)その他説明資料	

2. 更新申請者は、下表に掲げる資料を協議会に提出する。

提出資料		作成要領
(1)溶接施工要領評価申請書		様式 1
添付資料	(2)溶接施工要領評価事項概要説明書	様式 2
	(3)施工実績資料	
	(4)その他説明資料	

(受付)

第 9 条 協議会は、施工要領評価の申請があった場合、次の各号に従い受付を行う。

- (1) 申請内容が第 2 条に定める施工要領評価事項に該当すること。
  - (2) 溶接施工要領評価申請書の記載内容に漏れがないこと。
  - (3) 添付資料に不足がないこと。
2. 評価委員会は、前項の受付に適合した施工要領評価事項について、申請者から提出された資料により受付の適否を判断する。
3. 施工要領評価の申請が前項に基づき適当と認められた場合は、協議会は溶接施工要領評価申請書に受付日を記載し、押印してその写しを申請者に交付する。

(業務期日)

第 10 条 協議会は、溶接施工要領評価申請の受付日から 6 か月を経過するまでに、施工要領評価業務を完了するものとする。

2. 協議会は、天変地異、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力により業務期日までに施工要領評価業務を完了できない場合、その旨、その理由および延長期間を記載した書面を申請者に通知して、当該業務期日を延期することができる。
3. 協議会は、前項に掲げる不可抗力以外の理由により業務期日の延期が必要な場合は、その旨、その理由および延長期間を記載した書面を申請者に通知して、当該業務期日を延期することができる。
4. 申請者は、延長期間とその理由を記載した書面により協議会に業務期日の延長を申し出た場合で、協議会がその理由を妥当であると認めた場合、当該業務期日を延期することができる。
5. 前 3 項の規定に基づく業務期日の延期は、延期された業務期日に関しても行うことができる。

(施工要領評価のための確認)

第 11 条 評価委員会は、申請者から提出された資料に応じて実施する施工試験等に、専門部会担当委員を立会わせ、確認を行わせる。

2. 専門部会担当委員は、溶接施工が終了した試験体に必要な処置を指示し、申請者は協議

会指定の試験機関に溶接記録および外観検査結果表の原本を添えて、速やかに納入する。

3. 専門部会担当委員は、協議会指定の試験機関での機械試験等には原則として立会わない。
4. 専門部会担当委員は、申請者の設定した試験方法により、施工要領評価事項が申請者の設定した技術水準に達しているか否かの確認を、申請者の設定した試験方法もしくは専門部会担当委員の提示する試験方法により行い、その結果を評価委員会に報告する。
5. 評価委員会および専門部会は、施工要領評価をする上で必要がある場合は、申請者に対して次の事項を求めることができる。申請者はこれに応じるものとする。
  - (1) 提出資料を修正し、必要な資料を追加すること。
  - (2) 評価委員会または専門部会での質問に対して回答すること。

#### (報告書の作成)

- 第 12 条 申請者は、施工要領評価事項に関する試験等の結果をまとめて報告書を作成し、専門部会に提出する。
2. 専門部会担当委員は、申請者より提出された報告書を精査し、施工要領評価事項について結果を評価委員会に報告する。
  3. 評価委員会は、前条第 4 項の結果、施工要領評価事項が申請者の設定した技術水準に達していると判断した場合は、溶接施工要領評価書を作成して協議会に報告する。
  4. 評価委員会は、前条第 4 項の結果、施工要領評価事項が申請者の設定した技術水準に達していないと判断した場合、または判断に足る情報を業務期日までに得ることができないと判断した場合、その旨およびその理由を協議会に報告する。

#### (溶接施工要領評価書の交付等)

- 第 13 条 協議会は、評価委員会から前条第 3 項の報告を受領した場合、「溶接施工要領評価書」に次に掲げる資料を添付して、申請者に交付する。
- (1) 溶接施工要領評価報告書 1 部
  - (2) 添付図書の写し（修正または追加のあった場合は、修正または追加後のもの） 1 部
2. 協議会は、評価委員会から前条 4 項の報告があった場合は、「施工要領評価できない旨の通知書」を申請者に通知する。
  3. 協議会は、前 2 項に係わらず、申請者が第 3 条各項のいずれかに違反していると認めた場合、「溶接施工要領評価できない旨の通知書」を申請者に通知する。

#### (添付資料等の変更)

- 第 14 条 申請者は、第 9 条および第 11 条の評価の過程において、評価委員会が認めた場合に限り、添付図書の修正若しくは追加または申請者の設定した技術水準の変更をすることができる。

(施工要領評価申請の取下げ)

- 第 15 条 申請者は、溶接施工要領評価書の交付前に、協議会に「溶接施工要領評価申請取下げ願  
い」を提出して、溶接施工要領評価申請を取下げることができる。
2. 協議会は、前項の「溶接施工要領評価申請取下げ願い」を受領した際には、施工要領評  
価業務を中止する。

(溶接施工要領評価書の有効期間)

- 第 16 条 溶接施工要領評価書の有効期間は、交付日から 5 年間とする。
2. 第 17 条の表の(1)および(2)に基づく変更をした場合の溶接施工要領評価書の有効期間  
は、従前の溶接施工要領評価書の有効期間とする。

(溶接施工要領評価書の変更)

- 第 17 条 溶接施工要領評価書の交付を受けた者が、当該溶接施工要領評価書に記載された事項ま  
たは施工要領評価事項の内容を変更しようとする場合は、下表による。

	変更の内容	手続きの区分
(1)	申請者の会社名、代表者名または所在地の 変更、その他、施工要領評価事項の内容に 関わらない変更	軽微な変更 溶接施工要領評価書の「軽微な変更申請 書」を提出する。
(2)	評価委員会が、(1)以外の変更で施工要領 評価事項の重要な部分に関わらない変更 であると認めたもので、何らかの試験等 による確認を要する変更	変更の施工要領評価 申請書(様式 1)を協議会に提出し、変更 の施工要領評価を行う。手続きは、第 11 条 から第 18 条までを準用する。
(3)	評価委員会が、(1)および(2)以外の変更で 施工要領評価事項の重要な部分に関わる 変更であると判断した変更	新規の施工要領評価 新規に施工要領評価の手続きを行う。

(溶接施工要領評価書の更新申請)

- 第 18 条 溶接施工要領評価書の交付を受けた者は、協議会に溶接施工要領評価書の更新(有効期  
間の延長)を申請することができる。ただし、第 17 条の表の(3)に該当する場合は新規  
の施工要領評価を申請するものとする。
2. 溶接施工要領評価書の有効期間の更新申請は、原則として溶接施工要領評価書の有効期  
間が終了する 6 か月前までに、行うこととする。
3. 溶接施工要領評価書の更新の手続きは、第 8 条から第 16 条までの規定を準用する。
4. 溶接施工要領評価書の更新申請の過程において、評価委員会が何らかの理由により追加  
の検討が必要と判断し、資料の提出、施工試験等の立会いを求めた場合は、申請者はこ  
れに応じるものとする。
5. 溶接施工要領評価書の更新申請通知を受けた者が、溶接施工要領評価書の更新申請をし  
ない場合、協議会に「溶接施工要領評価書の更新取下げ願い」を提出しなければならない。  
い。

(溶接施工要領評価書の再交付)

第 19 条 申請者は、協議会に溶接施工要領評価書再交付申請書を提出し、溶接施工要領評価書の再交付を申請することができる。協議会は、正当な理由があると認める場合、溶接施工要領評価書の再交付を行う。

(評価技術の公表)

第 20 条 協議会は、溶接施工要領評価書の交付後、次の各号に掲げる公表を行う。

- (1) 施工要領評価事項の内容に関する施工要領評価委員会（報告）資料を 1 部保管する。
- (2) 次の事項を、協議会ホームページ等を通じて公表する。
  - (イ) 評価書番号
  - (ロ) 評価事項の名称
  - (ハ) 申請者名
- (ニ) 評価事項の概要
- (ホ) 評価書有効期間

(評価技術の実施)

第 21 条 申請者が溶接施工要領評価書に記載された評価技術を実施する場合、申請者は溶接施工要領評価書の内容に従って実施しなければならない。

(法令改正等への対応)

第 22 条 建築基準法その他の関係法令の改正等により、溶接施工要領評価書の内容が改正後の法令等に適合しないこととなった場合、申請者は、評価技術の使用を直ちに中止する等、必要な措置を講じなければならない。

2. 第 1 項の関連および施工要領評価事項の内容に変更が生じる場合、申請者は、変更の手続きを行わなければならない。

(溶接施工要領評価書の取消し)

第 23 条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合、溶接施工要領評価書の取消しをすることができる。

- (1) 申請者が溶接施工要領評価書の取消しを申し出た場合
  - (2) 申請者が虚偽またはその他の不正な手段により溶接施工要領評価書の交付を受けたことが判明した場合。
  - (3) 溶接施工要領評価書の内容と異なる施工要領を、施工要領評価を受けたものとして個々の工事等で施工したことが判明した場合。
2. 協議会は、溶接施工要領評価書を取消すときは、申請者に対し、施工要領評価を取消した理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに協議会内に公表するものとする。

(施工要領評価に要する諸費用の請求および支払)

第 24 条 協議会が別に定める手数料規程に基づき、協議会は申請者に申請費および機械試験費を請求し、申請者は当該請求に基づき協議会が定めた期限内に申請費および機械試験費を支払うものとする。

2. 施工要領評価に要する諸費用の試験体材料費および機械試験費並びに専門部会担当委員の交通費、宿泊費およびその他施工要領評価に要する諸費用は、申請者の負担とする。

(施工要領評価に要する諸費用の返還)

第 25 条 次の各号に該当する場合、協議会は協議会が別に定める手数料規程に基づき、支払われた申請費および機械試験費の一部を申請者に返還する。

- (1) 申請者が第 15 条に基づいて「溶接施工要領評価申請取下げ願い」を協議会に提出した場合。
  - (2) 協議会が第 13 条第 2 項または第 3 項に基づいて「溶接施工要領評価できない旨の通知書」を申請者に通知した場合。
2. 協議会は、前項に掲げる場合を除き支払われた申請費を返還しない。
  3. 施工要領評価の試験体製作等に際し不正な行為が確認された場合は、協議会は申請に要した諸費用の返還は行わない。
  4. 協議会の責により再試験等を行った場合、その試験に掛かる直接費用は協議会が負担する。原則として申請者の業務への支障や日当、機械損失等慰謝料的な費用は免責とする。但し、個々の事案によっては申請者と協議できるものとする。

(試験に関する安全)

第 26 条 申請者は、専門部会担当委員およびその他試験関係者の安全に注意しなければならない。

2. 専門部会担当委員は、安全確保に関わる申請者の指示に従わなければならない。

(規定の改廃等)

第 27 条 本規定を改正または廃止するときは、会則に基づき審議し、理事会および総会の承認を得るものとする。

2. 本規定に定めない事項については、会則に基づき審議し、必要に応じて理事会の承認を得るものとする。

以上